

### (3) 奨学生の返還

奨学生の返還は、卒業の6カ月後から20年以内に年賦・半年賦の方法で行うが、病気・経済的事由によっては、申請することによって返還猶予も出来る。

また返還免除は次のようなものである。

(イ) 死亡、不具癡疾等により返還能力を失った時は申請により免除される。

(ロ) 大学の奨学生であった者が義務教育職に一定限従事した場合。

(ハ) 大学院の奨学生であった者が、大学や特定の試験所、研究所、文教施設で教育または研究の職に一定限従事した場合。

(二) 特別奨学生であった者が、一般貸与と同額の返還金を規定どおり返還した場合、その残額を免除される。

### (4) 奨学生の補導

本会の事業が国費で營まれているので、奨学生の成業には社会の期待がかかっていることを全員に自覚させるため、本会と奨学生の関係を単に金銭的のみにとどめず、精神的なつながりをもたせ、充実した生活を送るように種々方法によって補導している。これらの方法として、「面接・相談・座談会」「学業成績・健康・生活状況等の調査」「成績不振者の督励」などをを行い、機関誌「育英」を年8回位発刊している。

また奨学生の外郭組織として、卒業した奨学生によって結成された、「育英友の会」の全国的な組織があり、各県支部と一緒に活動している。